

平成31年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成31年1月25日 午後 2時00分開議

- 議 長 定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
本日、第1回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。
ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 々 これより、平成31年第1回川本町議会臨時会を開会します。
それではただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、4番石川議員、5番植田議員を指名致します。
- 々 日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。
- 々 お諮り致します。
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」しました。

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

議員の皆さん、あけましておめでとうございます。本日、平成31年第1回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

年末から、株価が急落したり、TPPが発効される中、10月には消費税の増税が予定されており地方経済に与える影響を心配する一方で、4月には新しい元号が発表され、日進月歩で進む新しい時代の幕開けを大いに期待しております。

年明けから穏やかな日が続いておりまして、今年一年大きな災害が無い事を願っているところでございます。

12日に挙行了しました、消防出初め式には飯田議長様をはじめ、議員の皆様にご臨席を賜り、盛大に新年度、最初の式典を厳格に行うことが出来ました事を、心よりお礼申し上げます。引き続き、地域防災の要であります消防団を始め、防災・減災への取り組みにつきまして、それぞれの立場からご協力をお願い申し上げます。

さて、邑智郡総合事務組合の電気料請求事案で多くの町民の皆様、行政不審を招く事になりました。この事は私の不徳の致すところでございます。私は減給30%、3ヶ月。教育長が減給10%、3ヶ月。そして副町長が辞任を以て責任を執る事と致しました。職員の処分につきましては、管理監督責任を明確にする為、平成16年からの教育課長歴任者は7名居ますが、このうち、退職者2名と松井前副町長、谷川教育長を除いた3人を戒告処分と致しました。また訓告処分につきましては、平成16年からこの事案に何らかの格好で係わった職員20人を処分しました。この案件を教育部だけの問題として捉えるのではなく、役場全体の問題として捉え、今後一層、業務改善を行い、良質な行政サービスの提供をもって信頼回復を図っていきたくと決意をしているところでございます。川本町から遡及請求を受けた事務組合は、その対応について、島根県の指導を受けながら今年に入り、幹事会で1回目の協議を行っておりますが、構成町にご理解いただくには、もう少し時間を要する状況となっております。今後、町議会にも相談しながら慎重に進めて参りたいと考えております。

なお、平成30年度分につきましては、5月に設置しました統合メーターにより請求する事で、幹事会で承諾されております。また、副町長につきましては、当分の間、空席にしたいと考えております。現在、平成31年度予算の編成中であり、財源確保の面では引き続き厳しい状況ではございますが、安全・安心、活力のある、つながりとぬくもりのある町づくりを進めて参り

番外
三宅町長 たいと考えております。
本日、ご提案申し上げます案件は、3件でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々 お諮り致します。
この際、日程第4「議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第6「議案第3号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定致しました。

々 執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略致します。

々 それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 日程第4「議案第1号」から、日程第6「議案第3号」についての説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 それでは「議案第1号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。
議案の表紙を1枚捲っていただきまして、条例の改正文をご覧下さい。
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものであります。
附則に、次の1項を加えます。26項、平成31年2月1日から同年4月30日までの間における町長及び教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額から町長についてはその額の30パーセント、教育長についてはその額の10パーセントに当たる額を減じて得た額とするものであります。ここで、この3条というのは特別職の職員の給料月額は、別表第1によるという条項でございます。そして、その別表第1に

番外森川総
務財政課長

は給料月額が記載されておりますが、町長の給料月額は662,000円でございます。そして、教育長は530,000円でございます。町長、教育長それぞれ、この給料月額の町長については30パーセント、教育長については10パーセントの減額を3ヶ月行うものでございます。

なお、この条例は、平成31年2月1日から施行するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第2号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「川本町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

今回の条例の一部改正でございますが、現在、本町では指定管理者の候補者の選定をするにあたり、指定管理者を公募しなければならないとしておりますが、このたび、指定管理者の公募をしても応募者が無いケースが出ています。また応募があっても、指定管理者として選定出来ない場合なども考えられる事から、このたび、指定管理者の候補者選定に関し、特例を設けるものでございます。

それでは、議案の2ページ、新旧対照表のページ番号で言うと2ページのところをご覧ください。

第2条でございます。ここは指定管理者の公募について規程をしております。ここでご覧いただきますと、指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない、としておりますが、これを公募するものとするに改めます。

また、第5条として、指定管理者の候補者の選定の特例を新たに設けます。その内容は、先ほど第2条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者を選定する事が出来る、という以下の(1)号から(6)号までの規定を設けるものでございます。

改正後の方を見ていただきますと、(1)号から、当該公の施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。

地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認められるとき。

公募に対し、応募者がいないとき。

前条の規定による審査の結果、指定管理者となるべき団体がいないとき。

指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが、不可能になったとき又は選定の基準に適合しなくなったとき。

そして最後でございますが、指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められるとき。

番外森川総務財政課長

この6つの規定を新たに設けるものでございます。

また、この条項を追加しますので、これまでの第5条から第14条を、1条ずつ繰り下げ、全16条だでの条例とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第3号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「邑智郡総合事務組規約の変更について」、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約の変更は、組合の共同処理する事務について変更を行うものであります。

それで、議案の新旧対照表2ページ及び3ページをご覧ください。

組規約第3条は、組合の共同処理する事務について規定をしております。第1項第2号に共同電算処理に関する事務を規定しておりますが、下線が引いてあります、老人保健については、既に後期高齢者医療に移行されている為、削除するものであります。

次に、3ページの第2項でございますが、現行では第1号に、江津市からの委託を受けて、同市のし尿の処理に関する事務を処理する事が出来る、と規定しております。この広域し尿処置について、平成31年3月31日をもって江津市、これは桜江町分でございますけれども、この受託がなくなりますので、第1号を削除するものであります。

なお、大田市の可燃ごみ処理業務の受託は引き続き行いますので、改正案にありますように変更をするものであります。

なお、附則として、この規約は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。3番高良議員。

3番高良議員

町長給与の30%、3ヶ月、教育長についてはその額の10%を3ヶ月という減額するとなっておりますが、この数値を出された根拠というのがあれば、教えて下さい。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 この根拠というのは、私の思いから出た数字でありまして、何かを参考に
して、この数字を出したというものではありません。

議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)
他に。2番木村議員。

2番
木村議員 この処分との関係についてはですね、私はもっとその今、先ほど町長から
話もあいさつもありましたように、やはり最終的にですね、この分が決着済
んだ時にですね、こういうものをする方がベターではないかなという事で、
この件については私は反対します。

議 長 答弁よろしいですね。
(「はい」の声あり)
はい、他にありませんか。1番山口議員。

1番
山口議員 私はですね、今回、処分は未だ時期が早いのではないかなというふうに思
っております、全体の金額の解明とですね、問題点の解消。それから回収
額が幾らになるのか、といった事を踏まえた上で、判断される必要があるん
じゃないかと思しますので、今回の処分は私も反対というふうに思います。
それで、お聞きしたいのは今回、事務組合への請求をされている金額は11
00万幾らになるかと思うんですが、全体の要するに税金が無駄遣いになっ
た金額を明らかにしていただきたいと思うんですが、1つはですね、その
時効によって請求出来ないと言われた金額を、先ずお聞きしたいのとですね、
それから今年の2月からサーバー室への新たなメーター設置されております
が、そこにおけるサーバー室の電気代の平均月額を教えてくださいという
ふうに思います。

議 長 1番、今、山口議員の質問ですが、この議案に関しての適切な質問とは思
えませんので、これは特別職の常勤のものの給与及び旅費に関する条例につ
いての質疑です。はい。

1番
山口議員 結局、条例を変えるという事で処分の内容になっているわけですが、
処分の前にする事があるのではないかなという事で、その点を先ず確認をした

1 番
山口議員
議 長

いという事で、今お聞きしてる訳です。

答弁されますか。はい、番外三宅町長。

番外
三宅町長

当然これからですね、今、仰ったような遡及債権についてやって参りますが、一応、大きなこの区切りがここをついたという事で、私どもの責任を明確にしたいという事で、今回、上程させていただいているところでございます。

議 長

1 番山口議員。

1 番
山口議員

今回の請求額は全体の損害の一部でしかないかと思いますが、その全体をやはり明らかにする中で、この請求額の位置づけですね、をハッキリさせていただいたらどうかと思う点とですね、それからサーバー室への電気代が今回ですね、請求放棄されている。請求が不問にされているという事は、これはやはり町民の勘定からは受け入れがたい問題ではないかなと思いますので、それらを明らかにした上で処分をされたらどうかと、処分を決められたらどうかという問題です。それからもう1つ、先日の12月の邑智郡の事務組合の中で、他町の議員の方からですね、請求根拠がハッキリしていないんじゃないかと。こういう事ではとても他町の住民の理解が納得させる事が出来ないんじゃないかというような声が出ておりますが、そういう事に関してデータが正確でないという事に対して、どういうふうに答弁を反論をされているのか、お聞きしたいなと思います。

議 長

あの、何回も言うようですが、条例の内容についての質疑をお願いします。

1 番
山口議員

ですから、条例の処分を検討するにあたって、その前提条件となるものを、今、確認をさせていただいているという事なんです。答えていただけたら答えていただきたいと思っておりますけど。

議 長

答弁は、別に良いと思いますが。
(「・・・・」)
されないようです。はい。
(「はい、それじゃあ・・・」山口議員の声)
もう原則、3回ですので、質問を終わります。
(「3回？」山口議員の声)

議 長 (「議長の許可があれば原則」局長の声)
(「もう1回、今は1つだけの質問ですけど。もう1つ」山口議員の声)
この条例の内容に。
(「内容に」の声)
関係して、はい、1番山口議員。

1番 山口議員 今回の処分はですね、回収額が私、ハッキリした時点ですが望ましいというふうに思っているんですが、今回、事務組合に対する請求について1100万は全額回収できるという事で、お考えなんですか。と言いますのはですね、やはりこの回収がゼロになると、そうでなくて幾らかでも税金の穴埋めが出来るという事であれば、当然、私は処分の内容も変わってくるんじゃないかというふうに思うんですが、回収は全額出来るという事で、お考えでよろしいのでしょうか。

議 長 答弁されますか。はい、番外三宅町長。

番外 三宅町長 今、川本町からはですね、根拠のある請求金額、遡及金額という事で1100万でですね、請求しています。これを言うにあたってはですね、さっきありましたサーバー室に2回路漏れてるといような、この金額に含まれていない要素があるという事も言いながら、この交渉のテーブルに着いております。しかしながらあくまでも交渉ごとであります。川本町の主張をしながら、この協議が進められる訳でございますが、絶対1100万、満額返すという事は今この席では回答する事が出来ません。

議 長 (「はい」の声あり)
3回ですから、ダメです。出来ません。
(「ダメですか」の声あり)
はい。他にありませんか。
(「・・・・」)
はい、無いようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
はい、1番山口議員。

1番 山口議員 私は、この邑智郡事務組合への電気料金過少請求問題における処分に関する条例の改正に、反対する立場から討論を行います。

1 番
山口議員

今回の問題は、町民の数千万円の税金が損失するという重大な問題であり、管理責任者の処分はやむを得ないものと考えます。しかしながら現時点での処分は時期尚早であり、管理者の処分は問題の全容の解明、問題点の解消、更には損失額の回収の結果を踏まえて判断されるべきものというふうに考えます。邑智郡総合事務組合への請求額は、全体の損害額の一部であり、その損害額が明らかになる事が必要です。更に、請求する額は、納得出来る根拠をもったものでなければなりません。回路が未接続であったサーバー室の電気料の請求が放棄されているのは、たいへん疑問です。なお、処分の問題とは別に、今回の問題を招いた組織体制の不備を改善する為に、仕事のあり方を含めた再発防止策の構築が急務と考えられます。町民に対する情報公開と十分な説明責任が果たされ、町民の行政に対する信頼回復が図れることを念願して、本議案に対する反対討論と致します。

議 長

はい、ただいま反対討論がありましたが、賛成討論はありますか。
他に討論はありませんか。
(「・・・・・・・・」)

々

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
「議案第1号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成の皆さんの挙手を求めます。もう一度。
はい。賛成4名、反対4名の可否同数です。よって、議長の裁決と致します。議長として、本件を「可決」と採決致します。

々

挙手「多数」であります。

々

よって、「議案第1号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第2号、川本町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
質疑ありませんか。
(「・・・・・・・・」)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「・・・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第2号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第2号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、「議案第3号、邑智郡総合事務組合理約の変更について」。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑ありませんか。
(「・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第3号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第3号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 以上で、本日の議事日程は全て終了致しました。

議 長 | これをもって、平成31年第1回川本町議会臨時会を閉会致します。

(午後 2時30分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員